

平成二十八年三月二十四日付け広島県報（定期）第二十四号に登載の広島海区漁業調整委員
会会指示第一号（一枚建刺し網漁業の操業制限についての指示）の一部を次のように訂正す
る。

広島海区漁業調整委員会

会長 山本正直

ページ	行	誤	正
—	八	一枚建刺し網漁業の操業	海域三を操業区域とする一枚建刺し網漁業の操業
—	一五	広島県海面	広島県海面（海域三）